

令和健康科学大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 令和健康科学大学（仮称）の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、普遍的な教養、専門的な知識、技術・技能及び課題解決能力を備えた医療人材の育成によって、我が国の健康福祉に貢献する。そして「人間愛・自己実現」の教育理念に則り、人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に貢献できる高度専門職を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部、学科、入学定員及び修業年限

(学部及び学科)

第6条 本学は、次のとおり学部及び学科を置く。

学 部	学 科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科
	作業療法学科

(学部及び学科の目的)

第7条 看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護（Evidence-Based Nursing：EBN）の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。

2 リハビリテーション学部の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づくリハビリテーション（Evidence-Based Rehabilitation：EBR）の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。

一 理学療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法（Evidence-Based Physical Therapy：EBPT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。

二 作業療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法（Evidence-Based Occupational Therapy：EBOT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する

(入学定員)

第8条 各学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員数
看護学部	看護学科	80名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名
	作業療法学科	60名

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。

(在学期間の限度)

第10条 在学期間の限度は、8年とする。

(学年及び学期)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業時間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第12条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

(入学の時期)

第13条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第15条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第16条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手續及び許可)

第17条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手続きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第18条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。
- 3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第19条 第33条の規定により退学した後、再び同一学部に入學を志願する者については、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- 一 他の大学を卒業した者
- 二 他の大学において2年以上の課程を修了し、所定の単位以上を修得した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

五 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が所定の授業時数以上）を修了した者

（再入学、転入学及び編入学の手続及び許可）

第21条 第19条及び第20条に規定する再入学、転入学及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第17条の規定を準用する。

（再入学等における修業年限等の取扱い）

第22条 再入学等を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学長が別に定める。

2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第4章 教育課程、卒業の認定等

（教育課程）

第23条 各学部の教育課程は、別表のとおりとする。

（授業の方法）

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 メディアを利用して行う授業はあらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目について必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 三 1 つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第26条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価)

第27条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。
 - S 基準を大きく超えて優秀である。
 - A 基準を超えて優秀である。
 - B 望ましい基準に達している。
 - C 単位を認める最低限の基準には達している。
 - D 基準を下回る。
- 3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。
- 4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第30条 第28条及び第29条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条及び第20条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 第9条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者を、学長が卒業者として認定し、これに卒業証書を授与する。

2 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

(学位の授与)

第32条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学部	学科	学位の名称
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条の修業年限に通算することができる。

(休学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前2項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、第9条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第19条及び第20条に規定する再入学等をした者の休学期間は、第22条に規定する修業年限の年数を超えることができない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第38条 学長は、学生に表彰に値する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

- 一 欠席が長期にわたるとき。
- 二 成業の見込みがないとき。
- 三 長期間にわたり行方不明のとき。
- 四 第10条又は第22条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。
- 五 第37条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- 六 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第40条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第41条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

納付区分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	前年度3月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	9月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の2分の1相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第44条 検定料、入学料及び授業料等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第47条 他の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第49条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第50条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 施設等

(施設等)

第51条 本学に図書館を置く。

2 本学に教育研究上の特定の機能を果たすため、センターを置くことができる。

3 図書館及びセンターについて必要な事項は、別に定める。

第11章 職員等

(学 長)

第52条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

第53条 本学に、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項の他、講師その他必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師、助教、助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長)

第54条 学部に学部長及び学科長を置く。

- 2 学部長は、学部の業務を掌理する。
- 3 学科長は、学科の業務を処理する。

(副学長)

第55条 本学に学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置くことができる。

(大学運営会議)

第56条 本学に重要事項を審議し、学校法人理事会との連絡調整を図るため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 教授会等

(教授会)

第57条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第58条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

第59条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。